

## 午後 1 時 10 分開議

---

○副議長（武田慎一君）休憩前に引き続き会議を開きます。

井加田まり君。

〔20番井加田まり君登壇〕

○20番（井加田まり君）チーム自民党さんにはしばらくの間、試合を中断していただきました。午後の質問のトップバッターは、立憲民主党・県民の会の井加田でございます。

個人的なことになりますけれども、6月に思わぬ事故でけがをいたしまして自宅療養しておりましたけれども、今9月定例会より復帰をさせていただいております。まだ万全な状態とは言えませんが、チーム自民党さんには、追いつけ追い越せの精神で早速質問に入らせていただきます。

政府のこの間のコロナ対策は、初動の水際対策や感染拡大期においても、徹底した検査、医療支援、事業者支援などの取組が不十分であり、宣言解除の基準も甘く、リバウンドが何度も繰り返されました。ワクチン確保の遅れや所管大臣の役割が不明確で、司令塔がはつきりせず、国際行事の日程や政治日程に振り回されてきたことが、今日の事態を招いていると言わざるを得ません。

第5波では、感染者が急激に増えた地域では医療体制が逼迫し、政府が、原則、自宅療養方針に転換したことで、全国で自宅療養者が10万人を超え、必要な医療を受けられないで重症化をする、そして積極的疫学調査も遅延、停滞が相次ぐ事態となりました。

そうした中で、9月定例会に提案された補正予算案は、コロナ感染症対策の維持と事業、生活支援に向けた緊急的な手当てや支援の

ための補正予算です。中には、通常予算の中で対応すべきと思われる施策も散見しますが、地方創生臨時交付金を活用した飲食店への協力金の追加提案については、必要な方へ早く支援が行き届くようにと、会派として賛成をいたしました。

立憲民主党は、今、コロナ禍にある地域の声に寄り添いながら、当たり前前の日常を取り戻し、誰も取り残されない社会、命と暮らしを最優先にと、県民の皆様と呼びかけております。そしてコロナ感染症の感染防止と事業、生活支援のため、当面の手当てとして30兆円規模の補正予算が必要であること、医療、保健所の本来機能の回復に向けた施策の強化、学校、子育てへの配慮等、政府に対しコロナ対策の見直しについて緊急提言をしております。今日はその点も踏まえて質問いたします。

まず、県内における当面のコロナ対策についてです。

全国的な感染爆発の中で、受入れ病院が決まらない救急搬送困難者も過去最多を更新し、千葉県では自宅出産を余儀なくされ早産した新生児が死亡した事例も発生しました。

立憲民主党・県民の会では、COVID-19が感染症法に基づく指定感染症であり、早期に発見、早期に隔離、早期の治療が感染拡大防止及び重症化予防に有効であることから、感染者が保護され、必要な医療を受けられるよう、自宅療養ではなく原則入院とするよう知事には強く申し入れてきたところであります。

富山県において、7月上旬に始まった第5波は、7月下旬には新規感染者数が連日2桁台となり、8月中旬以降100人を超える日が続き、入院等調整中の方は8月24日に959人とピークになりました。

県のホームページでは、8月24日までは入院等調整中であった項

目が、25日からは自宅療養または入院等調整中に変更されています。9月に入り、新規感染者数と自宅療養者数は減少傾向にありますが、県独自の警戒レベルは続いており、陽性率は依然として高く、感染経路が不明な方も多いなど、再び感染者が増加する懸念もあります。

政府が打ち出した方針に県が追随し、無症状者、軽症者は自宅療養へと事実上、方針転換したことで、これまで使命感を持って必死に医療の現場を支えてきた医療従事者をはじめ、多くの県民の中に医療崩壊への不安が広がりました。

知事は、この間の県内におけるコロナ対策をどのように捉えておられるのか、自宅療養者への支援は適切に行われたのか、科学的知見に基づいて総括し、今後の取組への決意を県民の前に明らかに示していただきたいと考えます。知事の答弁を求めます。

この1年半の間、感染拡大の波が押し寄せるたびに、入院治療の中心を担う公立・公的病院の医療従事者は、通常業務に加えてコロナ治療の最前線で、自分や家族が感染することへの不安と緊張の中にありました。医療の現場は、医師も看護師も、もともと足りない状況の中、これまで感染拡大の波が押し寄せるたびに持ちこたえてきたのは、体調管理や入院調整に当たる保健師、看護師、コメディカル職員などの現場職員が、ぎりぎりの人員体制の中で、自分と家族を感染させないために緊張感を持って対応に当たってきたからにほかなりません。

入院病床が逼迫したことで、感染者は、自宅療養を余儀なくされ必要な医療を受けられず、症状を悪化させる事態や、感染力が強いデルタ株の蔓延により、子供や高齢者など家庭内感染をさらに広げる危険性があります。

軽症者、無症状者であっても、感染拡大防止の観点から入院隔離が原則です。自宅療養者は可能な限り増やさないことが重要です。今後も予断を許さない災害級の感染爆発に備えて、適切に臨時的な対応が取れるよう準備しておく必要があります。

9月補正予算案では、医療機関への支援や体制の確保等の10月以降の予算が計上されました。しかし、医療機関でコロナ対策に必要な医療従事者等の人員確保の考え方については示されていません。どのように必要な人材を確保されるのでしょうか、知事に伺います。

今回のように、感染者が急増し入院病床が逼迫する前に、特措法に基づく知事の権限で、緊急時に必要となる対応として、臨時の医療施設を設置する準備をしておくべきではないかと考えます。知事の見解を伺います。

第5波となる感染拡大で、医療崩壊の状況が一気に顕在化しました。保健医療機関をはじめ、現場の慢性的な人員不足を長年にわたり放置し、公立・公的医療機関の再編統合を促し、公衆衛生を担う保健所を削減してきたこの間の政策によって、地域医療が後退し公衆衛生体制の弱体化につながったことを認め、方針転換を図るべきであります。

国は、コロナ禍にあっても、公立・公的病院だけではなく民間医療機関も含めて、地域で合意を得られた病院再編への支援を恒久化する医療法改正案を成立させ、各地域での統合再編を前提とする地域医療構想を進めています。今、必要なのは、病院の統合再編ではなく、医療崩壊させない体制の構築であります。

当面の課題は、新型コロナウイルス感染症への対応で、基幹的な役割を担

う公立・公的医療機関や保健所、消防をはじめ、公的な立場でコロナに直接立ち向かっている方々が職務を果たせるよう、早急な体制強化を後押しする政策であります。

県の地域医療構想を凍結し、あらゆる医療資源を投入して、保健医療機関が総力を挙げた体制強化を早期に進めるべきではないかと考えるものです。医療、保健所の本来機能を回復させることこそが求められています。知事の見解を求めます。

エッセンシャルワーカーを中心に、定期的なPCR検査の拡充など、無症状者も含めた早期把握と確実な隔離で感染拡大を防ぐことが重要であります。

感染拡大防止や重症化を防止するためのPCR検査やワクチン接種体制の充実について、他県の事例ではありますけれども、8月の感染急拡大で対応が追いつかずに、夫が濃厚接触者となったけれども、妊婦が無症状だったことからPCR検査の対象にはならず、検査を受けていないことを理由に診療を拒否され流産していた事例が報告をされています。またワクチン接種を受けていないことを理由に、立会い出産を拒否されることのないよう、かかりつけ産科医の判断で妊産婦と夫に対するワクチン接種ができるよう柔軟な対応も必要であります。

そもそも、無症状の間に感染させるのがコロナの特徴であります。だからこそ、無症状でも、濃厚と言わないまでも、接触など本人に少しでも心当たりがある人が申し出たら、すぐに検査を受けられるようにする必要があります。

エッセンシャルワーカーに対する行政検査の対象の拡大や、自費検査のための財政措置などの検討も必要です。

さらに、ゲノム解析について、県のホームページでは1週間に一度の頻度で数字が更新をされておりますけれども、確実にデルタ株は増えています。変異株の感染ルートの把握を徹底するために、ゲノム解析を積極的に強化することが必要となります。

県の衛生研究所の機能と体制強化の考え方について、木内厚生部長に伺います。

県下の保健所、厚生センター職員の業務は、感染拡大の中で、濃厚接触者の聞き取りや検査への対応、入院調整、健康観察などの業務負担が集中し、休日返上で対応に追われています。感染症以外の業務を抱える保健師は、倍の人数が必要と訴えておられます。

第5波では、自宅待機者が増えて健康観察業務の負担も多くなりました。保健所の業務を総点検し職員の負担を軽減するために、人員増を早急に図るべきと考えますが、木内厚生部長にお伺いをいたします。

次に、県立学校、小中学校のコロナ対策について、学校内で集団感染を発生させないように、できる限りの対策が求められます。

当面して、感染防止に有効な非接触型対応の感知式照明の設置、児童生徒が使用するトイレの洋式化や手洗いの自動水洗化、空調の設置と機能向上のための更新などの整備について、地方創生臨時交付金を活用し県立学校が率先をして取り組むことで、県内の小中学校全てで整備が進むことが期待されます。荻布教育長の所見を伺います。

大きな項目の2番は、県民生活、事業継続への支援についてであります。コロナ禍で、立場の弱い女性たちが生活困窮に追い込まれました。自助を強調するのではなく、困窮する県民の実態を把握す

るとともに、支え合いの仕組みについて適切な事業、生活支援の拡充が求められています。

国に対して、持続化給付金の再給付による事業の継続、雇用調整助成金や企業間の人材のマッチング支援をはじめとする雇用施策の強化を盛り込むよう求めていただきたいと考えますが、知事の見解を求めます。

雇用を維持し、新型コロナの業務拡大による県職員の負担を軽減するためにも、午前の針山議員の質問にも答弁がございましたけれども、私は県職員の負担を軽減する観点と、専門的なマッチングでうまくマッチングに合わない雇用対策の面からの民間人材の臨時的な雇用を申し上げております。県の方針について、岡本経営管理部長に伺います。

公共交通の運行維持や、タクシー、高速バス等の車両維持、貸切りバスの利用促進などの支援が盛り込まれましたが、新型コロナ前の経営状況に戻すことは難しい状況と聞いております。厳しい経営状況にある公共交通事業者が事業を継続できるよう、減収を補填する支援が必要となっているのではないかと考えます。助野地方創生局長に答弁を求めます。

県の積極的な事業支援策について、雇用の維持に向けて、人手不足解消のための合同企業説明会の開催や、企業や労働者に対する助成金、支援金などの施策について積極的に周知するとともに、相談に丁寧に対応できる体制の強化が重要と考えるものですが、どのように取り組むのか、布野商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、生活困窮者向け特例貸付けについてであります。

申請期限の延長に伴う貸付け原資の増額、それから、当面の生活

費給付の申請期限の延長に伴う給付金の増額が計上されています。コロナの影響で休業や失業して困っている人に、生計の維持や生活費を貸し付ける制度であります。たとえ小口貸付けであっても、返済困難な人が相当数想定されると思います。

これまでも、感染拡大の動向に合わせて返済までの据置期間や償還期限が延長されてきましたけれども、生計の維持や生活費用は本来であれば生活保護で対応すべきものではないでしょうか。

生活福祉貸付金の借入者や自立支援金の受給者の実態を把握分析し、生活支援につなげていくことが重要と考えるものですが、どのように取り組んでおられるのか、これまでの貸付けや給付の実績と併せて、木内厚生部長にお伺いをいたします。

新たに借り入れる人が急に増える状況にはなく、限度額まで借り切った人に対して当面の生活費給付制度を拡充することのほうが、生活支援の強化につながるものと考えます。例えば第5波で、飲食店の時短等に伴い、アルバイトの学生さんなど窮地に陥っている方へ速やかに給付できるような制度が必要です。国に対して、特例貸付制度ではなく給付事業とするよう制度の見直しを求める必要があると考えるものです。木内厚生部長の見解をお伺いいたします。

大きな3項目めは、特別支援学校の現状と課題についてであります。

知的障害のある子供たちの特別支援教育を行う教室不足が生じていますが、特別支援学校の教室不足の解消に向けて、どのような方針で取り組むのか。

先日、休校中のにいかわ総合支援学校と高岡支援学校の2校を訪問してまいりました。現場のコロナ対策の現状などについて意見交



換する機会がありました。

にいかわ総合支援学校は、教室も廊下も広く明るい感じで、密になる状態は回避されていますが、職員駐車場の舗装がされておらず、車椅子移動の支障になっている現状も見受けられました。改善が必要です。

また、高岡支援学校は、廊下も狭く暗い印象でありました。教室を間仕切りして使用している現状があり、空き教室がないために、体調不良児や発熱した児童の待機場所の確保には苦慮されている現状について、お聞きをしてみました。

高岡支援学校では、増築に当たり課題もございます。小学部に隣接している芝生に設置されている子供の遊具などの移転、増設の必要性があります。また駐車場の舗装整備、それから、この冬の除雪対策での困難な状況の報告もあり、除雪対策等の課題もあります。

コロナ対策と併せて、現場職員の意見を十分取り入れて改善を急ぐ必要があります。どのように取り組んでいかれるのか、荻布教育長にお聞きをいたします。

大きい4番目の項目は、教員の働き方改革についてであります。

「富山県立学校の教育職員の在校時間の上限等に関する方針」、令和2年度4月に策定されておりますけれども、在校等の時間が上限時間を超えた場合には、業務や環境整備などの状況を検証するとされているところであります。

昨年、コロナ禍での休校や行事の削減などで減少傾向にあった教員の労働時間について、今年度4月と5月の超過勤務時間が100時間を超えている教員がいるなど、コロナ前の一昨年の水準に戻っている現状があると聞いております。

長時間労働を改善することが、教員の現場離れや担い手不足の解消につながるとの観点から、とやま学校多忙化解消推進委員会での議論がなされていることと承知をしております。このとやま学校多忙化解消推進委員会で検証し、対応策を検討していただく必要があります。

改めて教員の長時間勤務の実態はどうなっているのか、業務負担の軽減にどのように取り組んでいかれるのか、これまでの取組の現状と併せて、荻布教育長にお伺いをして、多少早口で走りまわりましたが、予定の質問が終わりましたので、これで質問を閉じさせていただきます。

御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○副議長（武田慎一君）新田知事。

〔知事新田八朗君登壇〕

○知事（新田八朗君）試合が一時中断ということでございますが、私どもとしては、引き続き1,000本ノックをしっかりと受け止めていきたいと思っております。

まず、井加田まり議員の御質問にお答えします。

新型コロナ第5波における県内の現状、また対策等についての御質問でした。8月下旬には、連日5日間100人を超える感染者数が確認されるなど、本当に過去に経験のない未曾有の感染拡大が起きました。県では、最大警戒レベルのステージ3に引き上げるとともに、また国のまん延防止等重点措置の適用に伴い様々な対策を講じ、県民の皆様、そして事業者の皆様と一丸となって感染拡大の防止に取り組んだところです。今も取り組んでおります。

その結果、先月末から県内の感染者数、また入院者数、着実に減

少に転じ、一昨日の12日をもって本県のまん延防止等重点措置の適用は解除されました。

これまで、昼夜を問わず献身的に対応いただいている医療従事者の皆様をはじめ、感染拡大の防止に御協力いただきました県民の皆様、そして各事業者の皆様に改めて深く感謝を申し上げるところでございます。

一方で、ロードマップの指標は、ここ数日改善傾向にはありますが、連休や秋の行楽シーズンも控えております。再び人流の増加が懸念をされます。

また、今回の、ほとんどもう100%置き換わったと見ておりますが、デルタ株が非常に感染力が強く、家庭や職場に持ち込まれると感染が一気に広まってしまう。県民の皆様には、引き続き高い緊張感を持って感染防止対策に取り組んでいただくよう、お願いをしているところでございます。

今回の感染拡大を収束させ、再びの感染拡大を抑止するため、県民と事業者の皆さんと一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

いつまで我慢させるんだということでございますが、第5波を何とかここで収束させる。そうしますと、また年末年始、今年の第3波、今年はもしかしたら第6波になるのかもしれませんが、ある程度やっぱり波が来ることは覚悟していなければならないとは思っております。

ですが、去年の第3波と違うのは、やっぱりこのワクチン接種が本当に進んでいるということです。去年の年末年始とは違う景色が今年は見られるというふうに思っております。そういう意味で、も

う少し頑張っていたいただきたい、我慢をしていただきたい、これをお願いいたします。

次は、医療従事者の確保等への質問をいただきました。お答えします。

新型コロナへの対応、昼夜を問わず献身的に御対応いただいております医療従事者の皆様に、改めて感謝を申し上げます。

9月の補正予算に盛り込んでおります新型コロナ医療提供体制の強化につきましては、軽症者等宿泊療養施設において、県の看護協会や県医師会の御協力の下、看護師による健康観察及び医師によるオンコールの体制を構築しております、人員確保のめどはついております。

また、社会福祉施設等でのクラスター発生時の対応ですが、医師や看護師等による支援チームの速やかな派遣を近隣の医療機関にお願いしております、これも対応してまいりましたし、これからも対応していただけるということになっております。

6月から設置、運営しております県のワクチン接種特設会場がありますが、市町村の接種体制への影響がないように、県立の中央病院と県健康増進センターに加えまして、8月からは富山大学病院からも医師、看護師の派遣を受けております。これは引き続き派遣をしていただく予定ということで、これも確保はできているということでございます。

ちなみに、このような御協力をいただくことによって、6月のスタート時は、土日、2会場で2,000人という規模の接種でしたが、最近では、これを5,000人まで上げることができているということです。ますます接種の加速を進めていきたいと考えております。

今後のさらなる感染拡大に備えまして、体制の維持拡充に向けて調整を進めているところでございますが、医療機関や関係団体と引き続き緊密に連携をし、必要な人員確保に努めてまいります。

次に、臨時の医療施設、野戦病院という言い方もありますが、これについての御質問をいただきました。お答えをします。

緊急事態宣言の実施区域などでは、病床不足による入院待機者や、症状が悪化した自宅・宿泊療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与などの必要な処置を行う臨時の医療施設が設置されているところがございます。

一方、本県では、医療機関の御協力により必要な病床を確保し、これまで入院による治療が必要と判断された方や重症化リスクの高い方は、全て入院の上で治療を受けていただいています。今後さらに感染が拡大し、入院治療の必要な方が増加するときには、医療機関に緊急的にさらなる病床の確保を要請することとしています。

さらに、受入れ病床の確保に加えて臨時の医療施設を設置することについては、医療従事者の数が限られる中で、医療従事者の確保が大きな課題になると考えております。まずは医療機関と協議し、病床の確保にも努めながら、他県の状況も踏まえて頭の体操を進めているところでございます。

地域医療構想についての御質問にお答えします。

新型コロナに関する本県の病床確保計画では、限られた地域の医療資源の中で、一般医療と新型コロナウイルス感染症への医療を両立させることを前提に、公立・公的医療機関を中心に、保健医療機関が総力を挙げて対応しています。

県としては、国への重要要望において、こうした新興感染症など

へ対応するためにも、地域医療構想については、公立・公的医療機関の重要性も十分に踏まえて地域医療構想調整会議の議論を尊重するなど、地域の実情に即した柔軟な取扱いとするよう要望しております。

また、全国知事会においても、地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障がないよう慎重な対応を図ることが、国に対して緊急提言をされています。

一方で、国では、昨年12月に、感染拡大時の短期的な医療需要には機動的に対応するということを前提として、地域において質の高い医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化、連携の取組は必要不可欠であり、病床の必要量など基本的な枠組みを維持しつつ、着実に地域医療構想の取組を進めていく方針を打ち出されましたが、今のところ、これに関して具体的な工程は示されていません。

本県としましては、感染状況や国の動きを注視しつつ丁寧に議論を進める必要があると考えますが、まずは市町村、県の医師会など関係団体、医療機関、また消防などの関係機関と連携をし、新型コロナに対応するための医療提供体制の強化に取り組んでまいります。

私から最後になりますが、雇用施策の強化についての御質問にお答えします。

コロナ禍が継続している現況において、持続化給付金、雇用調整助成金、また企業間の人材マッチングを支援する産業雇用安定助成金、これらは、いずれも事業者を支援し、また雇用を守るという意味で重要な給付金、助成金であると理解しています。

しかし、まず持続化給付金につきましては、今年2月に申請の申

込みが終了しています。また雇用調整助成金については、現行の特例が11月末まで、そのうち中小企業の助成率は12月末まで延長される方針であります。来々年1月以降の方針は示されていません。さらに産業雇用安定助成金につきましては、今年2月に創設され、8月からは子会社間などへの出向も対象とするなど、一定の制度の拡充が行われましたが、中堅、大企業等の助成率の中小企業並みの引上げなどが求められているという状況にあります。

こうしたことから、これまでも全国知事会と連携し、それぞれの給付金、助成金について再度の支給や特例措置の延長など、再三再三、国に対し要望してきています。先週の日曜日、9月11日にも改めて全国知事会から緊急提言を行ったところだす。

また、県においても、産業雇用安定助成金について県独自で上乗せの支援を行いますとともに、県のホームページや県の広報などでも国の助成金のPRを行い、雇用施策の強化に努めております。

付随してですが、このような助成金、給付金をいち早く県民の皆さんの手元に届けるためには、やはりマイナンバーカードのより一層の普及が大切だというふうに考えております。マイナンバーカードと振込口座がひもづけられていれば、本当に速やかに、このようなものを必要な方に可及的速やかにお届けすることができると思います。このようなことで、マイナンバーカードの普及促進にも力を入れているところでございます。

以上でございます。

○副議長（武田慎一君）木内厚生部長。

〔厚生部長木内哲平君登壇〕

○厚生部長（木内哲平君）まず、私からワクチン接種ないし検査の体

制についての御質問にお答えをいたします。

ワクチン接種につきましては、市町村や医療機関の御尽力により拡充をされてきたところでございます。県としましても、特設会場の設置の期間を11月末まで延長し、また先週末より夜間の接種を開始するなど、県民の接種を加速することとしてございます。

御指摘のありました妊婦の方ないしパートナーの方につきましては、もともと妊婦の方に対するワクチンの安全性というものが確立をしていないということで、優先接種の対象とはされていなかったところでございますけれども、先月になりまして科学的な知見が蓄積をし、妊婦についても接種を急ぐべきであるということになりましたことから、妊婦、パートナーの方も含めまして、早期の接種について配慮いただきたいということで、市町村ないし職域接種を行う事業者に対しまして、そうした配慮を依頼しておりまして、各事業者、市町村におきましても対応いただいているところでございます。

また、検査につきましては、これまでも感染者が発生した場合、感染源や感染経路に関する調査を行いまして、濃厚接触者に限らず幅広く検査を実施してきております。施設などで陽性者が判明した場合には、入所者あるいは職員の方を幅広く一斉に検査するというようなことも実施してきているところでございます。今後とも感染拡大防止の観点から、必要な方が遅滞なく検査を受けることができるよう対応してまいります。

また、ゲノム解析につきましては、5月31日から県の衛生研究所で、つまり県内でこの検査ができるようになっております。9月13日までにアルファ株195例、デルタ株106例を確認しておりまして、



このように県内の変異株の流行状況の把握に努めております。

ただ、御指摘ありましたとおり、県内の流行のウイルスの株というものは、ほぼデルタ株に置き換わったというような状況でございます。全国と同じでございます。引き続き流行の状況の把握の観点から、衛生研究所におけるゲノム解析検査の充実に努めてまいります。

次に、厚生センターの業務についての御質問にお答えをいたします。

厚生センターでは、新型コロナウイルスの対応としまして多岐にわたる業務を行っております。これまで業務量の増加に対応するため、保健師や看護師などを会計年度職員として雇用して人員体制を強化する、あるいはコロナ以外の業務や、コロナの業務もでございますけれども、業務の見直しによる効率化を行う、あるいは夜間や土日における電話相談の業務を外部委託するなどによりまして、負担の軽減を図ってきたところでございます。

また、今回のいわゆる第5波の感染拡大におきましては、感染者への疫学調査や濃厚接触者、自宅療養者の健康調査等の業務が大変増加をいたしました。こうした中でコロナ以外の業務をできる限り抑える、少なくするとともに、所内他部所からの応援等を行いまし、て対応をし、全所を挙げて業務を行ったということでございます。

また、職員が少ない支所等では、厚生センターの本所でありまして、本庁からの職員の応援の派遣も行いまし、て業務の対応を行ったところでございます。

今後、さらなる感染の拡大ということも想定をされるところでございまして、引き続き厚生センターの体制の整備強化に努めてまい

ります。

次に、生活福祉資金特例貸付けの借入れをされた方の生活支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、特例貸付けの実績でございますけれども、昨年3月の貸付け開始以降、本年8月末時点で9,509件、総額36億4,185万円の貸付け決定となっております。また自立支援金につきましては200件、1,692万円の利用となっております。

この利用者の属性でございますけれども、県社協等に聞き取りをしましたところ、両制度とも利用している世帯の傾向としては、単身世帯が半数程度を占めてございました。中でも自立支援金につきましては、飲食業あるいは自動車運転代行業の方の利用が多いという状況でございます。

この特例貸付けの中でも、総合支援資金の貸付け、あるいは自立支援金の支給に際しましては、自立相談支援機関が面接相談支援を、この支給に合わせて行うこととしております。それぞれ利用者の希望あるいは生活状況を確認した上で、直ちに就労が困難な方への就労準備支援、家計の課題を把握し相談者が自ら家計を管理できるよう支援する家計改善支援、あるいはハローワークでの求職活動、自立が困難と認められる場合には生活保護申請につなぐなど、関係機関と連携して利用者の自立に向けた支援を行っているところでございます。

続きまして、給付事業とすることについての御質問にお答えをいたします。

この特例貸付制度、改めてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等による収入が減少した場

合に、一時的な生活維持や借受人の自立を促進するため、必要な額を迅速に貸し付けるという趣旨で設けられた制度でございます。

今ほど申し上げましたとおり、特例貸付けの利用に際しましては、就労等による生活再建などの自立に向けた支援を行っております。

この特例貸付けの償還期限につきましては、緊急小口資金で2年以内、総合支援資金で10年以内とされておりますけれども、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯については、償還を免除することができるなど、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮されております。

また、特例貸付けの果たす役割を補完する、そして就労や生活保護の受給といった次の段階に円滑に移行するために、生活困窮者自立支援金が新たに設けられております。これはまさに給付でございます。このような制度、9月の補正予算案におきましても、申請期限の延長に伴う増額を盛り込んでおるところでございます。今後こうした制度を周知活用するなどによりまして、対象の方の生活支援の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（武田慎一君） 荻布教育長。

〔教育長荻布佳子君登壇〕

○教育長（荻布佳子君） 私からは、まず、学校の感染対策のための施設整備に関する御質問にお答えをいたします。

県立学校では、トイレの洋式化や感知式照明の設置、手洗い場の自動水栓化などの環境整備に鋭意取り組んでいるところでございます。

こうした取組の結果、県立学校の整備状況については、56校のう

ち、トイレの洋式化は78.6%に当たる44校で、感知式照明は48.2%に当たる27校で、また自動水栓化は58.9%に当たる33校で整備が完了し、その他の学校についても順次、整備を進めているところがございます。また空調設備は、全ての学校の普通教室の整備が昨年度までに完了をしております。

さらに、衛生環境改善を推進し感染リスクの低減を図るため、9月補正予算案に、手洗い場などの自動水栓化、老朽化や劣化が進んだ普通教室などのエアコンの更新、特に設置の必要性が高い特別教室へのエアコンの緊急的な整備などの追加費用を計上いたしており、今後も優先度の高いものから順次、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、小中学校の整備状況については、各市町村教育委員会に現時点の状況の聞き取りをいたしましたところ、感知式照明は、全て設置済みという学校は全体の30.4%、一部設置という学校が28%、また自動水栓化については、全て設置済みとする学校が25.7%、一部設置の学校が31.6%となっております。

さらに、令和2年度文部科学省の調査によりますと、トイレの洋式化率は79.3%であり、空調設備は普通教室は全て設置が完了という状況でございます。

県教育委員会では、これまでも市町村に対して、学校施設の衛生管理や国の補助制度の活用などについて周知をいたしてきましたが、今後も市町村の学校施設研修会などを通じて、衛生環境改善の必要性や県立学校の整備事例等について周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、特別支援学校の教室の確保、整備についての御質問にお答

えいたします。

今年度、県内の知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数は949名であり、平成28年度の994名をピークに、近年やや減少の傾向にあります。一方、小中学校の知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒数は1,006名であり、平成28年度の792名から5年間で約200名増加しており、増加傾向が続いております。

高岡支援学校については、ここ10年間、在籍者数が200名余りで増減を繰り返しており、学級数は、ここ3年間は50学級を超え、これまでで最も多い状況になっております。このため高岡支援学校では、教室不足の解消と環境改善のため、新たに小学部棟を整備することとしており、今年度は地質調査と基本設計を行うこととしております。

一方、先ほど申し上げましたとおり、特別支援学校に在籍する児童生徒数は全体として減少傾向にあります。ほかの学校については、既存の教室を活用するなどして対応が可能であり、教室が不足するということはないと考えておりますが、引き続き児童生徒数の状況を注視しまして、教室が不足するようなことが想定される場合には適切に対応をしてみたいと考えております。

また、高岡支援学校の小学部棟の増築に当たりましては、これまでも担当職員が学校に出向きまして、学校現場からの意見等を聞いているところでございます。先ほど御指摘のありました遊具施設や駐車場の確保、除雪対策などの課題も含めまして、引き続き学校現場と協議を重ねながら基本設計に向けて丁寧に進めてまいりたいと考えております。

私からは最後になりますが、教員の働き方改革に関する御質問に

お答えします。

県教育委員会では、これまで富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を策定しまして、市町村教育委員会とも連携しながら教員の働き方改革推進に努めてまいりました。

具体的には、教育委員会が課す業務の簡略化や部活動指導員などの外部人材の活用、作品募集依頼などについての関係団体への削減の協力をお願い、保護者や地域に対し学校の働き方改革への理解を求めるリーフレットの作成配付などに取り組んでまいりました。

また、各学校においても、出退勤時間の管理と業務の見直し、会議の効率化や行事の精選、部活動時間の短縮、学校閉庁日やノー残業デーの設定などに取り組んできたところでございます。

今年4月、5月の教員の月平均の時間外勤務は、小学校で約55時間、中学校で約64時間、高等学校で約55時間、特別支援学校で約37時間でございます。

春先の臨時休校がなかった一昨年と比較しますと、小学校で8時間、中学校で21時間、高等学校で5時間、特別支援学校で3時間の減となっており、コロナ禍の結果であり比較が難しい面がございますが、一定程度の成果は上がっているのではないかと考えております。

ただ、小中学校、高等学校では、依然として上限方針の45時間を上回る状況であり、さらなる対応が必要であると考えております。このため、とやま学校多忙化解消推進委員会での議論、検証を踏まえ、本年度は、これまでの取組に加え、休日部活動の地域移行に向けた検討や、学校のICT環境の整備と専門人材の確保など、新たな取組を進めているところでございます。

さらに、分掌業務や成績処理などの効率化を図る統合型校務支援システムの県立学校への導入経費を、9月補正予算案に計上いたしており、今後、現場教職員の意見も聞きながら、業務の標準化や各種様式の統一化など、さらなる業務効率化も含めて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（武田慎一君）岡本経営管理部長。

〔経営管理部長岡本達也君登壇〕

○経営管理部長（岡本達也君）私のほうからは、県民生活、事業継続への支援のうち、民間人材の臨時的雇用についての御質問にお答えをいたします。

新型コロナへの本県の人事体制についてでございますが、知事を本部長とする富山県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁を挙げて取り組んでおり、担当する厚生部への他部局からの応援職員の派遣や民間人材の活用、業務の外部委託などにより、必要な人員を確保し体制を整備しているところでございます。

議員御提案の民間人材の臨時雇用については、軽症者等宿泊療養施設の運営や厚生センターにおける県民、事業者からの相談対応、疫学的調査などの業務を行うために、民間の方々を会計年度任用職員として現在23人採用しているところでございます。

さらに、先ほど針山議員の御質問に対し御答弁をしたとおり、ワクチン特設接種会場での接遇や安心対策飲食店の認証、現地指導のため、JR西日本の社員の方々を在籍型出向により採用しているところでございます。

今後とも、新型コロナ対応で業務の増大が見込まれる場合には、

業務が滞りなく円滑に遂行されることはもとより、職員に過度な負担が生じることがないように、会計年度任用職員の採用や積極的な業務の外部委託等により、機動的に迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（武田慎一君）助野地方創生局長。

〔地方創生局長助野吉昭君登壇〕

○地方創生局長（助野吉昭君）私からは、県民生活、事業継続への支援のうち、交通事業者への支援についての御質問にお答えいたします。

新型コロナの影響により、県内の交通機関の利用者は大きく減少しており、交通事業者は大変厳しい状況にあります。

こうした中、コロナ禍での事業継続を支えるため、昨年度より県では、業界の要望も踏まえ切れ目のない支援を行ってきているところでございます。9月補正予算案でも、依然として厳しい状況にある交通事業者を支えるため、鉄軌道、路線バスの運行維持、タクシー、高速バス等の車両維持に対する支援等を、引き続き行うこととしております。

この支援では、鉄軌道、路線バスに対し、コロナ禍で利用者が減少する中でも、県民の生活の足として運行を続けることで生じる運行経費を、各事業者の利用者減に伴う収入不足の状況に応じて支援を行っているところでございます。

また、タクシー、高速バス等に対し、コロナ禍で十分に車両を稼働できなくても必ず生ずることとなる車両維持費につきまして、各事業者の保有台数に応じて支援を行っているところでございます。



こうした直接的な減収補填ではないものの、減収の状況や事業規模といった個々の事業者の状況に応じた支援を、これまで行ってきただころでございまして、今般の9月補正予算案におきましても、これらの支援の継続を求めておられる業界の要望を踏まえたものとなっているところでございます。

今後とも、各事業者の実情を把握しながら、これらの事業の実施を通じて、県民生活や経済活動を支える交通事業者の事業継続や利用促進にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（武田慎一君） 布野商工労働部長。

〔商工労働部長布野浩久君登壇〕

○商工労働部長（布野浩久君） 私からは、雇用の維持に向けた合同企業説明会、施策の周知等についての御質問にお答えいたします。

コロナ禍におきましても、介護や建設、運輸などの業種は、依然として有効求人倍率が高倍率で推移しており、人手不足感が解消されているとは言えない状況にあります。このため人手不足業種を対象とした合同企業説明会の開催費用を、9月補正予算案に計上させていただいたところであり、人手不足が顕著な業種の人材確保支援を集中的に行うことで、人手不足業種の人材確保はもとより、離職者等の再就職への着実なマッチングにつなげていきたいと考えております。

また、コロナ禍での雇用の維持には、先ほど知事からも答弁がありました。休業等を余儀なくされた企業、労働者の皆様に、国の雇用調整助成金の特例措置、休業支援金・給付金、産業雇用安定助成金や県の在籍型出向支援補助金等を活用していただくことが重要

であることから、県では、これまでもホームページや広報紙「県広報とやま」や「労働とやま」による制度の周知、労働相談ダイヤルによる相談対応を行ってきております。

今般、警戒レベル、ステージ3への移行等に伴う時短営業対応により、従業員を休業させる企業の増加も想定されることから、相談体制をより強化し、支援制度を最大限活用していただけるよう、富山労働局とも連携し、新たに社会保険労務士を配置した相談体制を整備したいと考えており、必要な経費を9月補正予算案に計上したところであります。

県としては、必要とする方に支援が届きますよう、支援制度の積極的な周知、丁寧な相談対応等に努めますとともに、富山労働局や関係機関と連携し、雇用情勢を注視しつつ必要な対策を適切に講じ、雇用の維持継続に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（武田慎一君）以上で、井加田まり君の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間といたします。

午後2時06分休憩

---